

中部運輸局自動車交通部

令和7年3月28日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8082

静岡運輸支局 輸送・監査担当

原田、吉住 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：有限会社 平和タクシー（代表取締役 竹島 総一郎）

住所：静岡県島田市向島町2962-5

営業所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年3月28日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 10日車

（1両×10日間）

②文書警告

3. 監査端緒

長期監査未実施であったことから、静岡運輸支局が当該事業者に対して監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

- (1) 届出を行わず営業所別配置車両数を変更していた。
(道路運送法第15条第3項)
(道路運送法施行規則第15条第1項)
- (2) 運行管理者の選任(解任)の届出をしていなかった。
(道路運送法第23条第3項)
- (3) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (4) 乗務員等台帳を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (5) 整備管理者の選任の届出をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第52条)
- (6) 整備管理者の研修を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	本社営業所	1点
当該事業者の累積違反点数		1点